

民主化における自由主義原理 南アフリカの新体制 について

著者	平野 克己
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1997-03
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008450

民主化における自由主義原理

南アフリカの新体制について

平野 克己

これから論じるのは南アフリカの民主化であり、その結果生まれた新制度である。本稿は、民主化を支えた理念として、民主主義とは区別されるべき自由主義の理念に焦点を絞り、民主化後においては新制度の自由主義的側面に注目する。民主化の光度を測定するのではなく、そのスペクトルを解剖したいからである。

1 民主主義と自由主義

端的にいえば、民主主義とは様々な制度を通じて積極的に権力をコントロールしていこうとする考え方であり、さらに進んで権力の正統性を民意に求める理念（主権在民）である。しかしながら、たとえ民主主義的な権力であっても無限定に個人を拘束してはならないとするところに自由主義は立脚しており、いかなる権力も侵害してはならない領域がすなわち基本的人権である。ここに、国家よりも個人の尊厳を第一とする自由主義の要諦がある。民主主義を確保するための制度と、基本的人権を保障するための制度が双方ともに定立されていなければ、今日的な意味において民主国家とは認知されない。

歴史的に見ると、17世紀イギリスに立憲制や議会制を確立させた自由主義は、民主主義に概そ百

年先行している。自由主義をイデオロギーとする近代市民社会にとっては、絶対平等を理念に掲げ民衆による権力掌握を唱える民主主義は、ときに脅威であり危険思想でもあった。フランス革命後のジャコバン独裁も、プロレタリアート独裁の民主集中制も、民主主義を看板としていた。

民主主義的多数専制のなかでも自由主義精神は存続しうるか——この問いを解いたのはトクヴィルである。彼は、19世紀アメリカのジャクソニアン・デモクラシーが個人の自由と機会平等に最大の価値を置いていたことに感銘を受け、社会主義を対立項とする自由民主主義概念を提唱した。彼によって初めて自由主義と民主主義の相克に止揚がもたらされ、現代民主国家は自由民主主義体制を称するに至る。

2 アフリカの民主化と自由主義

アフリカの民主化を語るに際しても、自由主義と民主主義に関する画然たる理解は留意されておいてよい。全体主義的な一党独裁に対する民主化においては、権力の恣意的濫用から個人を救済しようとする自由主義理念がどう作用したかについても検討されなければならないからである。

アフリカに複数の政党は要らないといったのは、

アフリカの政治家のなかでは最良の部類に属するニエレレであった。セク・トゥーレは複数政党制は進歩を妨げるといった。彼らが作り上げた独立国家においては、国民の間に同一の価値感が共有されている、あるいは共有されなければならないという前提が敷かれていて、そこで最もよく民意を体現する民主主義の方法として一党制が建立された。アフリカ社会主義が謳った民主主義は、従って全体主義にきわめて近似したものであった。民主主義を標榜する看板が必ずしも基本的人権理念を伴ってこなかったことは歴史が証明している。民主主義のみならず、自由主義制度が導入され確立されなければ、民主化はその要請に答えたことにはならないのである。

3 南アフリカ民主化とANCの思想

南アフリカにおける民主化の一大特徴は、それが何よりもまず人種主義の超克であったという点に存する。

アパルトヘイト体制下にも民主主義制度は存在した。そこでは、ウェストミンスター方式による複数政党制議会政治が途切れることなく機能していたが、ただそれは白人と認定された人々のみを対象とするものであった。人種によらない人権の先験的存在を否定し、基本的人権思想を承認しないという前提のうえに成り立っていたのがアパルトヘイトの「民主主義」であった。したがって、南アフリカの民主化は、人種によって適用する制度を使い分けるといった人種主義を廃棄し、その代わりに基本的人権理念を挿入すれば、原理的には達成されるものであった。

反アパルトヘイト闘争の攻撃力点もまさにそこにあった。その金字塔が1955年自由憲章であり、その核心は人種にかかわらない基本的人権の保障

である。アフリカ民族会議(ANC)の思想変遷の嫡系は、自由憲章採択に至るまでと、それを40年後まで維持したことに尽きているともいえる。

ANCの思想変遷を遡ってみるならば、もちろんその道のりは平坦ではなかった。1912年に結成された当時のANCは、それまでケープ植民地で認められていた市民権を、南ア連邦(10年創設)内においても継続して確保しようとした有産有識黒人の、いわば制限選挙権的市民思想を出発点としていた。それが、次々と積み重なっていく差別立法の前に挫折を余儀なくされ、一方では拡大する都市部黒人労働者層に突き上げられて、過激化と普遍化を遂げていく過程が、大胆に総括するとANCの歴史である。そこにおいてきわめて重大な画期となったのが、1944年の青年同盟設立からパンアフリカニスト会議(PAC)分裂(1960年)に至るまでの15年間であった。触媒となったのはアフリカニズムと共産党である。

レンデベという魅力的なイデオログの登場がその始まりだった。このカリスマのもとに結集したマンデラを含む若者たちが、アフリカニズムを高らかに掲げて設立したのが青年同盟であり、5年後にはANC本体の指導権を掌握した。当時は彼ら青年同盟のことをアフリカニストと呼んだ。レンデベは、南アフリカにおける解放は優れてアフリカ民族の解放であり、階級闘争ではないとする。そのためにはアフリカ民族主義を具体的活動によって鼓舞していかなければならないとする点に、啓蒙主義を塗り変えたANC新世代の行動主義があった。アフリカニズムによって、ANCは旧来の階級性を乗り越えていった。

青年同盟の時代は南ア共産党台頭の時代でもある。第2次世界大戦において南ア連邦が連合軍側に参戦した結果、ソ連と南アフリカは同盟国となり、共産党は自由な国内活動を許されるようにな

った。彼らは反ファシズム戦線を構築し、民族解放組織との連携を強化していった。

共産党の基本戦略は国内植民地論と二段階革命論に依拠していた。国内植民地論とは、国内に宗主国・植民地関係を抱え込んだ植民地体制の亜種として南アフリカを捉える考え方である。二段階革命論とは、まず民族解放闘争による植民地独立を達成し、その後社会主義革命に移行させていくという反帝国主義闘争戦略である。コミンテルン指令に発するこの理論に則って、南ア共産党はANCの民族解放闘争路線を全面的に支援した。共産党が仲介してANCとインド人会議の間に共闘関係ができあがり、やがて、人種を越えた解放闘争を支える理念として自由憲章が登場する。自由憲章の草案を準備したのも共産党であった。

戦中期に急速に隆起して、反アパルトヘイト闘争における各々の山脈を形成したアフリカニズムと共産党勢力は、ANCに亀裂を生じさせた。青年同盟は共産党との共闘を受け入れる派と拒否する派に分裂し、後者は自由憲章採択を阻止すべく活動を開始した。この頃になると反自由憲章派がアフリカニストを名乗るようになる。この路線対立は自由憲章派(チャータリストと呼ばれる)の勝利に終わり、アフリカニスト達はPACを創って分離していった。

シャープビル事件(1960年)後の過酷な弾圧によって初期チャータリストを獄中に奪われたANCは、非合法化され長い亡命生活に入る。この時代はANCが最も共産党化した時代である。ANC不在のなかで76年ソウェト蜂起を支えたのは、ピコによって再生したアフリカニズムであるが、反アパルトヘイトの炎は80年代に入ると再び大きく燃え盛り、統一民主戦線(UDF)に結実した。UDFの活力は、人種別三院制に反対するインド人組織やカラード組織と、アフリカ人居住区の隔離行政に抵抗する

黒人コミュニティー団体、および労働組合であった。これらさまざまな組織を糾合したのが自由憲章である。亡命ANCはUDFと自由憲章において連結し、1990年について凱旋の日を迎えた。

亡命組、釈放組、労組、UDF。彼らが合体して今日のANCが誕生した。彼らを結び付けているのは、反アパルトヘイト思想の正統として形成されてきた非人種主義であり、普遍的人権理念である。

4 新しい政治体制

多くのアフリカ諸国で見られたような黒人多数派による権力掌握の要請は、南アフリカでは主流とはなりえなかった。むしろ、多数専制に対する抑制装置が多く組み込まれている。

1. 選挙制度改革

小選挙区制に代わって絶対拘束名簿式比例代表制が採用された。国民党が議会で圧倒的多数を獲得し続けたこと背景として、これまでは大量の死票が存在したわけだが、比例代表制により1994年選挙での死票はわずか0.7%に留まった。少数派に最大限の発言力を与える比例代表制は南ア再出発の基盤となった。一方で、議席は党籍に付随するものとなり、地域利害と各議員が分離されて、政党執行部の権限が強化された。比例代表制にはエリート政治をもたらす効果がある。

2. 行政府

新しい行政府の最大の特徴は、一定議席数を獲得した全ての政党に政権参画を認める制度である。これはかつて経済学者であるルイスが提唱し、近年ではレイプハルトの多極共存型民主主義の議論に沿うものである。つまりは多数決方式に対するアンチテーゼであって、社会的分裂を防ぐための

制度だが、多数専制に陥りかねない民主主義原理の危険性が強く意識されている。ただし、この規定は次回選挙（1999年）後は適用されない。

3. 憲法裁判所の新設

ウェストミンスター体制には立法府を牽制する対抗機構が欠如しており、その意味で議会主権である。それが内包する危険性を最も如実に露呈したのが、南アフリカにおけるアパルトヘイト立法であった。当時の司法府はこれを抑制することができなかったのである。その教訓から違憲立法審査権が導入され、人権問題をはじめとする憲法関連事項を裁定するための機関として憲法裁判所が新設された。憲法裁判所は議会に反映される国民の意思から独立しているという側面において、民主主義というより自由主義に基づく制度といわれる。

4. コーポラティズム

1990年代南ア政治の特徴のひとつは、正規な政策決定機構の外に協議の場を設けて合意形成を図るフォーラム方式にあるが、現在最も重要な意味を有しているフォーラムが国民経済開発労働問題会議（Nedlac）である。Nedlacは政・財・労の代表が経済政策全般について話し合う場で、ここで協議された政策案が国会に上程されるが、これは典型的なコーポラティズムである。コーポラティズムをめぐってはさまざまな議論が存在し、その意義と効果に関して安易な断定はできないが、肯定的には、政府の専断を廃して幅広い意見の集約を促し、国家権力の抑制を期するという意味で、自由主義的制度（リベラル・コーポラティズム）だとされる。その反面、議会制民主主義を棚上げし、特定労使団体に特権的地位を与えて籠絡を図るといった危険性も内包している。

5. 経済政策

経済における自由主義と民主主義の違いは、市場機能に対する姿勢に現れる。自由主義においては経済主体たる個人が最も重視されるので、彼らの活動の場となる市場の自由度をなるべく高く確保する一方、価格シグナルを使って間接的に政策意図の実現を図ることになる。他方、民主主義においては民意をもって意識的に経済運営を行うことが重視されるから、どうしても市場介入的要素が強くなり、市場競争を放置することは政府の責任放棄ともされかねない。1980年代に始まる南アフリカの経済政策論争も、この両者の間で行きつ戻りつした綱引きとして捉えられうる。

ところで、アフリカ諸国が自由主義経済政策に転換するのは、IMF・世界銀行の構造調整を受け入れるようになってからである。しかしながら南アフリカにおいては、アパルトヘイト的経済規制からの脱却を目指すものとして自由主義経済政策が志向された。この志向性と、アパルトヘイトが残した負の遺産を清算しようとする積極的な開発志向の狭間で、新生南アフリカの経済政策は揺れ動いている。現在最も深刻な議論は労働市場の自由化をめぐるものであるが、ANC首脳は自由化路線を支持している。

反アパルトヘイト闘争の理念として、最後まで民主勢力の凝集点であり続けた自由主義。民主化後の南アフリカを分析するひとつの切り口がここに見えている。人種と民族のモザイク社会である南アフリカにおいては、民主主義で防衛した多数専制は脅威に他ならない。こうした状況にあって否応なく調整型の政治を余儀なくされるANC政権にとっては、自由主義という思想資産は貴重な宝である。

（ひらの・かつみ／総合研究部）